

■パイプラインの破損箇所特定のための試掘費用は市町村負担

灌漑期が間近であると、灌漑用水路は応急復旧によって通水を迅速に確保することが求められる。用水のパイプライン幹線がヒューム管であると、管のズレなどによる漏水も生じるため、被災箇所の特定は困難で試掘が必要となる。しかし、試掘費用は災害復旧事業の対象外であるため、市町村負担となった。

[解説]

1. 応急復旧の時間的猶予は僅かであった

東日本大震災における国営農地総合開発事業・須川地区のパイプライン被災は、国庫補助災だけで273箇所、小災害を含めると288箇所にも及んだ。一方、当該年のイネの作付けに間に合わせるには、少なくとも6月10日までは通水しなければならなかった。発災時期が2011年3月11日（本災）及び4月7日（余震）であったため、猶予は2ヶ月程度しかなく、応急復旧による給水確保は厳しい状況であった。

2. 漏水箇所確認の困難

須川地区では、施工経験をもつ専門業者は手一杯であったため、人員不足の下で破損箇所の特定作業を行わねばならなかった。

パイプラインにはヒューム管（遠心力鉄筋コンクリート管）が用いられており、湧水等によってパイプラインからの漏水は確認できても、破損場所に辿り着くのは困難であった。被害発生場所近傍では複数の継ぎ手部分から漏水が発生したものもあり、漏水箇所特定にあたって多くの試掘を行い、長いところでは30～50mもの掘削が必要であった。

3. 漏水箇所特定のための試掘費用は補助対象外

パイプラインの災害復旧における漏水箇所特定のための試掘（調査堀）は国庫補助対象とはなっていない。このため、試掘は市の負担で実施することになり、多額の持ち出しとなった。試掘延長の増大は費用の増嵩と同時に復旧速度の制限ともなるため効果的な対応が求められる。

4. 県・農政局との協議・指導に基づく対応

漏水箇所の特定は困難であり、地下レーダーや音響技術を用いるものもあるが適用条件や精度に限界がある。このため、被災場所の特定に当たっては、県・農政局と協議し、指導に基づいて市町村負担を軽減する方策を選択する。

参考資料：阿部 功（2013）：一関市におけるパイプライン被害、農村振興い
わて 2013.1

